

平成 13 年 9 月 21 日
金融審議会金融分科会第二部会

生命保険をめぐる諸問題への対応

- 今後の進め方 -

1. 近年の生命保険市場の成熟化や我が国の社会経済環境の変化は、生命保険業に多くの課題を投げかけている。金融審議会金融分科会第二部会は、こうした生命保険をめぐる問題に適切に対応するためには、総合的な取組みが不可欠であるとの認識のもと、生命保険会社の財務基盤の充実、保険契約者からの信頼の向上、多様な保険商品開発の促進、監督手法の整備、保険契約の契約条件の変更等の問題について多角的な検討を行い、本年 6 月に中間報告をとりまとめた。
2. 当部会は、その際同時に中間報告を公表し、8 月末を目処として、その内容について、広く一般から意見を求めることとした。その結果、保険契約者、業界団体、各生命保険会社をはじめとして、各層から多くの意見が寄せられた。それらの意見は、中間報告でとり上げられた全ての事項にわたっており、このことは生命保険業が今日抱える諸課題に対する関心の高さをうかがわせる。
3. このような中であって、特に多くの意見が寄せられたのは、保険会社・保険契約者の意思決定により生命保険の既契約の条件変更を行う制度の整備に関してである。この制度の導入問題に対する意見としては、賛否が併存しているものの、反対論が多数を占めた。一般の保険契約者等は、各生命保険会社の経営努力の不足等を主たる理由に、その大多数が制度の導入に反対の意思表示をし、また、具体的にこの制度を用いることとなる生命保険会社も、そのほとんどが反対の立場を表明している。
4. 中間報告でも指摘したように、このような制度の導入については、生命保険会社による自助努力の途の一つを開くものとして、その基本的な意義は否定されるべきものではないと考えられる。しかし、この制度は、国民・保険契約者の理解の上、社会的な認知が十分に得られてこそ初めてその導入が可能となるものであり、加えて、生命保険会社においてあらゆる経営努力が払われた上

で用いられるべきものであって、これらの点については中間報告でも述べているところである。このような留意点及び上述の意見募集結果を踏まえれば、現時点では、制度導入の前提となる環境が整っていないと判断せざるを得ず、まず先に取り組むべき多くの事項が存在していると考えられる。

- 5 . そのような事項として、各生命保険会社がそれぞれに最適の経営戦略を選択し、経営刷新の道筋を提示すること、また、より具体的に、財務基盤の充実、経営合理化の推進、ディスクロージャーの改善、ガバナンスの強化等の対応に努力することが求められている。これらの事項は、もともと中間報告が重要課題としてとり上げ、その対応の方向性を示しているものであり、また、寄せられた多くの意見がその取組みへの期待を示しているものである。
- 6 . 以上を踏まえ、当部会としては、各保険会社が、保険契約者等の付託に応えつつ、生命保険をめぐる問題に的確に対応していくため、これらの事項に真摯に取り組んでいくことを期待するとともに、そのための制度整備として、行政当局が、中間報告に盛り込まれた具体的な事項について、必要な検討を行い、適切な対応を図っていくことを期待したい。

(以上)